

短期入所サービスの長期利用に関する留意事項

(認定有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなった場合)

本広域連合が長期利用の要否の判定を行う

- 1 認定有効期間当初から半数を超える利用日数を計画しないこと。
- 2 認定有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときは、別添1の短期入所サービス長期利用理由書（以下「理由書」という）を速やかに提出すること。
- 3 理由書には居宅サービス計画書（第1表・2表・4表）、基本情報、アセスメントを添付すること。
- 4 短期入所サービスを利用する際は、短期入所サービスの位置づけ及び利用日数に関して、本人及び家族に説明を行い、利用が長期化する場合にあっては、特定の施設のみではなく、必ず複数の施設に入所申込みするなど、長期利用の早期解消に努めること。また、施設に申込みができない場合は、理由書にその理由も記載すること。なお、申込をしている場合には入所順位も確認すること。
利用しているショートステイの施設が「気に入っている」「慣れている」「家から近い」などの理由では承認できない場合があります。
- 5 本広域連合のホームページ (<https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2018042600018>) に掲載している施設空床情報や直接施設へ確認するなど近隣の施設の空床状況を把握すること。
- 6 次期有効期間において、認定有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときは再度提出すること。
- 7 「特別養護老人ホームへの入所待ち」という理由でありながら、要介護度が軽度であったり（入所基準：原則要介護3以上）、「グループホームの利用待ち」という理由でありながら、認知症と診断されていなかったりでは、待機している施設への入所は現実的に難しい状況です。現状に合った介護サービスの利用を検討してください。
- 8 長期利用の要否については、本広域連合で要否を判定後に理由書の写しを送付します。

(30日を超えて連続利用する場合)

本広域連合に報告を行う

- 1 サービス担当者会議で必要性やその他の手段についても検討した上で利用を決定して、連続30日を超える計画を策定した時点又は利用が判明した時点で別添2の短期入所サービス長期利用報告書（以下「報告書」という）を速やかに提出すること。
- 2 報告書には居宅サービス計画書（第1表・2表・4表）を添付すること。
- 3 報告書を受理後に受理通知を送付します。

なお、届出に係る各種様式については、みよし広域連合ホームページに掲載してあります。

(ホームページアドレス：<https://www.miyoshikouiki.jp>)